

日本における〈指紋小説〉の展開(1)

井上 貴翔*

抄録：本論では、日本における〈指紋小説〉の展開を追い、それと指紋に関する実務書や解説書などの言説との対応関係を探る。それを通じて、指紋認知がある種の虚構性を含みつつも、それを隠蔽するような形で進んでいったことを考察した。

キーワード：指紋、指紋表象、探偵小説、戦間期日本

1. はじめに

本稿の目的は、戦間期日本における〈指紋小説〉——すなわち指紋という身体の詳細部が、主に個人識別に関係するような形で表象される小説作品——の展開を追いつつ、実際の指紋運用状況や認知過程との対応を探ることにある。それは、当時の社会と人々が指紋というものをどのように受け止め、思考に織り込んでいったのかを考えることにも繋がるだろう。

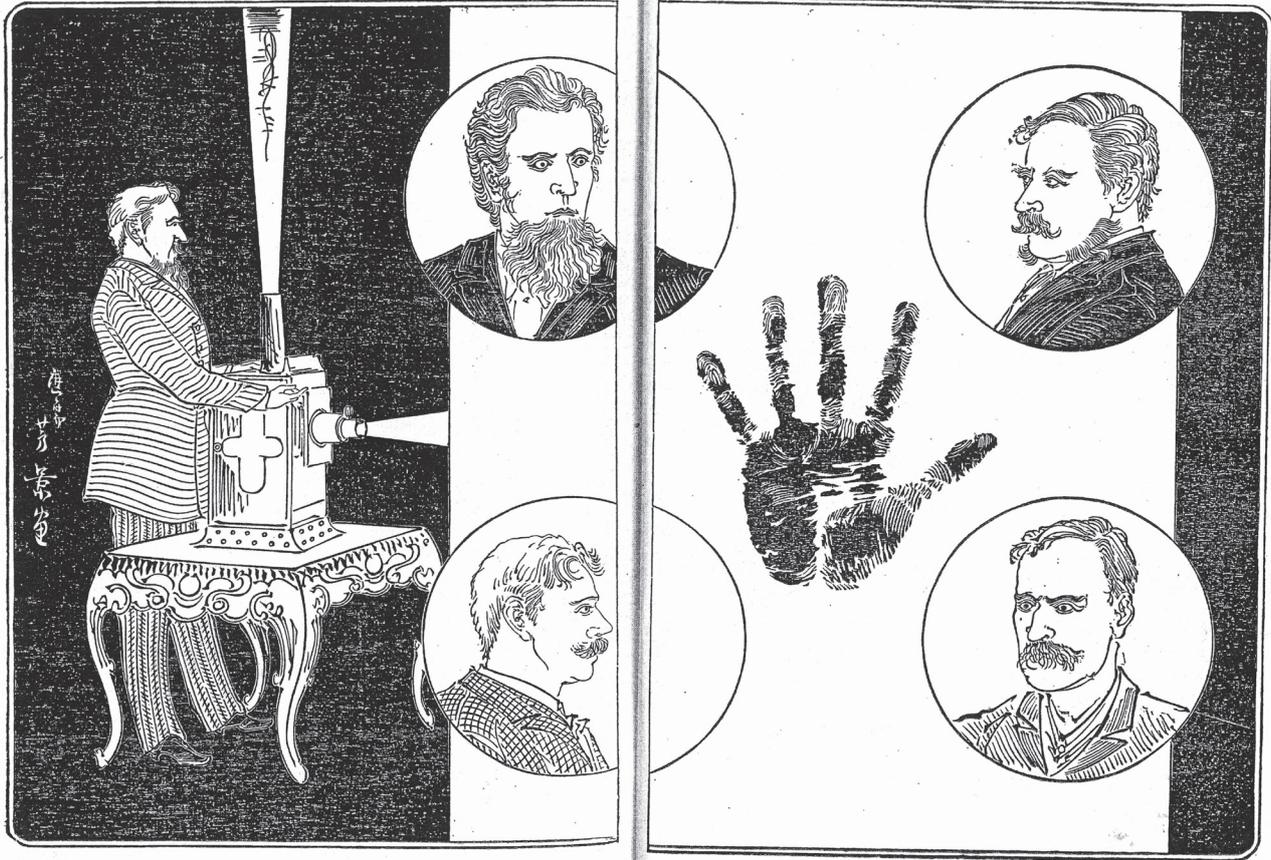
2. 「幻燈」からジゴマブームまで

そもそも日本において、指紋を用いた個人識別技術（指紋法）が公的に導入されたのは1908年のことだが、西欧各国では19世紀末より随時、公的な導入が進められていた。そうした状況のもと、日本での公的な導入に先立つように〈指紋小説〉が発表されている。まずは、導入前後におけるその展開について追ってみよう。この点について、さすが「大乱歩」と言うべきか、江戸川乱歩はかなり詳細な文章を残している。「明治の指紋小説」（1950年）と題されたその文章¹で、彼が驚きとともに挙げている小説が、快樂亭ブラックによる「幻燈」である。1892年に雑誌『東錦』（第3号）に「血汐の手形」というタイトルで発表されたこの作品は、世界的にも先駆的な〈指紋小説〉となっているのだ²。乱歩が記す年表の一部を抜き出すと以下のようになっている。

- 一八八三年。マーク・トウェーン「ミシシッピー河の生活」出版。
- 一八九二年（明治二十五年）英人ブラック口演の「幻燈」出版。
- 一八九四年。マーク・トウェーン「抜けウィルソン」出版。
- 一九〇〇年。キャデット「新聞記者の冒険」出版

つまりマーク・トウェインの*Life on the Mississippi*³には遅れるものの、世界的にも最初期に書かれたと思しき〈指紋小説〉、それが「幻燈」なのである。乱歩は、「厳密な意味での指紋ではなく、手の平全体の隆線模様による鑑定であるが」と、指紋そのものというよりは掌紋による個人識別がポイントになっていると指摘している。だが、作中では、「人間の手の筋、皮膚の模様人毎に変わりやすまる百人集まろうとも千人の人を呼集めて手を比べても必らず同じ筋御座いませぬ夫が為にどうしても偽の出来ない瞞着の出来ない印実を用いるより尚確かの事として拇印を致します時に血で捺してあります此の手形、手の筋皮膚の模様実に明らかに現われて居ります、若しも是を証拠といたして犯罪者を探ねたならば速やかに解ろうかと拙者は心得る」⁴と、指紋を示唆する「拇印」という言葉が用いられており、また雑誌初出時に添えられた挿絵を確認しても、手のひらが描かれているばかりでなく、明らかに指先の渦巻状の紋様も描き込まれており（図1参照）、〈指紋小説〉と呼んで何ら差し支えのないものとなっている⁵。

*全学教育推進センター



では「幻燈」に次いで日本で発表された〈指紋小説〉は何だろうか。この問いに答えることはなかなか難しい。管見の限りでは、三津木春影による「巧妙自在奇怪の指紋」(初出は『冒険世界』1910年4月で、閃電子の名義で「探偵奇譚 奇怪なる指紋の犯罪」として掲載)になるが、「幻燈」から十数年間、特に指紋法が公的に導入されてから、〈指紋小説〉が一篇たりとも書かれなかったとは考えにくいからだ。この点については今後も継続した調査を重ねたいが、とはいえ現在までの知名度からいっても三津木作品が重要な〈指紋小説〉であることは間違いない。

三津木は1909年から、オースティン・フリーマンの〈ソーンダイク博士〉シリーズの翻案を発表しており、「奇怪の指紋」もそのうちの一つである(原題は“The Old Lag”〔初出はPearson's Magazine 1909年4月号〕)。つまり、三津木の完全なオリジナルではないのだが、このシリーズは非常に人気を博したため、結果として指紋、そして指紋法という最新の科学技術を一般大衆、特に主要読者層だった若年層の意識に根づかせる大きな一因になったと推測される。シリーズ第一巻として刊行された、『探偵奇譚 呉田博士第一篇』には、興味深い作者の言葉が記されている。

探偵小説なるものは、著者の少年の頃一時大流行を極め、著者なども単純な頭脳に奇怪なる旋風を捲き起さるゝ如き驚駭と興味とを以て耽読したものであるが、今日でも尚『智』の興味を解決してくれる一種の読物として面白く感じて居る。併し文明が進歩して、世の悪人が理学の知識を応用して犯罪を行う今日にあっては、それを描写するには矢張り科学上の知識と関聯して居なくては、理性の上から満足されない。即ち本書の如きは、近世の智と智との争闘、科学と科学との葛藤で、実に吾が博士の明智活断が二十世紀科学の利刀を揮って、犯罪の闇黒門をスパリ／＼と切り開いて行く所に無限の愉快が感じられるのである⁶。

ここで示されているのは、三津木の考える「探偵小説」とは、単に「智」、すなわち推理の妙を楽しむだけのものではなく、「二十世紀科学」の有用性を示すものでなくてはならないという姿勢である。いわばこのシリーズは、「二十世紀科学」の力を啓蒙する働きを持ったものとして位置づけられていた。推理と科学の融合を謳う姿勢とともに発表されたこのシリーズは、乱歩を始めとして、後の探偵小説作家に大きな影響を与えていく。その筆頭は、「三津木俊助」というシリーズキャラ

クターを作ってさえいる横溝正史だろう。横溝は、「私が最初に愛読した探偵作家は三津木春影である」⁷と述べ、「その春影に『呉田博士』なる著書があることをして、さっそく古本屋で買いもとめてきたものだが、これが私の探偵小説愛好癖を決定的なものにした」⁸とまで述懐している。

さて、このシリーズでは指紋による個人識別について幾度も描かれるのだが、この「科学」の啓蒙についても三津木は自覚的だった。それは、「又「巧妙自在 奇怪の指紋」の如きは、日本の警視庁に於ても指紋法を探偵に応用するに至った今日、必ずや多大の興味を惹き得る事と信ずる」という序文の言葉を見ても明らかだが、この作品の翻案部分にもその様子はいかがえる。後述するように、この作品では指紋の「万人不同」性について博士の依頼者は認識しておらず、それを博士が正すというやり取りがあるのだが、その部分は原作には存在しないものなのだ。三津木による「科学」の啓蒙という姿勢が如実にうかがえる点だろう。ただしこの作品では、指紋の偽造が道具と材料さえあれば簡単に行えるとされており、実際に犯人は偽造した指紋を使って、別人物に濡れ衣を着せようとする。フリーマンは、『赤い拇指紋』（1907年）でも同じテーマを扱っており、指紋法の有用性よりもむしろ、「現場指紋」に頼り切ることの危険性を訴えていたのかもしれない。

日本における指紋表象を眺めたとき、次に触れておかなければならないのが、この時期の「ジゴマブーム」だろう。1911年にフランスで公開された映画『ジゴマ』は、同年11月には『探偵奇譚ジゴマ』として浅草で封切られている。作品はその公開直後から大いに人気を集めたため、配給会社だった福宝堂は続編として『女ジゴマ』を公開（ただし実際の『ジゴマ』とは何の関係もない作品だったという）。また他会社は『ジゴマ』を模倣した、いわゆる「和製ジゴマ」を数多く製作していく。そればかりか、模倣も含めた映画作品のみならず、ジゴマを題材にしたいくつもの小説が発表されていき、メディアミックス的な一大ブームを形成していた⁹。そうした作品の多くに、指紋の特徴の解説や実際に指紋によって人物が特定される場面が存在し、その効力が謳われているのである。春夢楼主人『探偵奇談 ジゴマ藝者』（1912年）や、三原天風『探偵奇談 続ジゴマ』（1912年）といった作品にそのことが確認できるだろう。ちなみに、後者では「指紋」という語に「てすじ」というルビが振られており、三津木の「ゆびあと」というルビも含め、指紋という言葉がまだまだ耳慣れないものであったことをうかがわせる。ともあれ、『ジゴマ』大流行のなか、そのブームを享受していた人々が、それとともに個人識別に役立つものとして指紋を認識していったことは想像に難

くない。実際、徳川夢声は当時を振り返って、次のように述べる。

大正5年か6年頃でございましたか、ファントマという映画がございまして、これはフランスの凶悪な犯罪者が出て来る、フィクションものでございますが、その中に悪漢のファントマが死骸から手の皮をむきまして、これで手袋をこしらえて、それでいろいろ犯罪をやってはそこに別人の指紋を残してくるというような映画がすでにその頃できておりまして、また見物人もそれに興味を感じずという程度には指紋というものは認識されていたわけでありませう¹⁰。

ここで触れられているのは、〈ファントマ〉シリーズのことだが（1915年に浅草で封切られた『ファントマ 不思議な指紋』のことと思われる）、人々がこれらの映画を通して指紋を認知していったことがわかる記述だ¹¹。

3. 指紋表象の変遷

ここで注目しておきたいのは、こうした指紋表象のより細かい内実である。というのも、これらの作品で指紋に関する専門的な知識を披露するのは、あくまでも警察や探偵といったいわばその道のプロとなっているのだ。例えば、三津木「奇怪の指紋」でのやり取りを見てみよう。殺人現場に残されていたという指紋が、自分の指紋と寸分違わぬことを知らされた登場人物と、探偵役である呉田博士との会話は次のようになっている。

「そ、そんな馬鹿なことが……たとえ指紋が同じでもありまして……大勢うちの中には同じが無いとも限りますまいから……」
「ハハハ、それは不可よ。指紋というものは一万人のが一万人、悉く違って居るべき筈のもので、さればこそ警視庁でも罪人の手を一々捺させておいて、他日の参考にするのではないか。どんな強情な悪漢でも、この指紋を比べられたが最後、直ちに恐れ入って白状するという位ではないか。」¹²

嫌疑を掛けられている登場人物は指紋の「万人不同」性について詳しく理解しておらず、専門家である博士がその誤解を正すという様子が描かれている。こうした設定から見て取れるのは、それがすなわち、指紋認知の普及という啓蒙的な側面を（結果として）持っていたであろう点である。つまり、知識を持たない一般大衆に、専門家がその効用を教授するという構図が保たれているの

だ。それは、「ジゴマブーム」でも同様である。先の『探偵奇談 ジゴマ藝者』中の「化学応用の指紋法」という章では、とある犯行現場で指紋の採取が行われるのだが、そこには「斯う言はれて、秦刑事は、漸く会得し、勇みだつて、窓外の玻璃に残った、肉眼には見えぬ指紋を、嶄新なる化学上の、大発見たる、例の指紋現象法を行うた」とある。指紋法が最新の科学技術であること、そして、それは警察のみが使用できるものであることが示されている。

こうした傾向は、時代が進むにつれ、少しずつ変容を見せる。例えば、佐藤春夫「指紋」(1917年)。この作品ではある犯行現場に残された指紋からその犯人を追うR・Nという人物が登場するが、指紋について研究していたR・Nは、警察や司法省の関係者ではないし探偵を職業としていたわけでもなく、いわば専門家では全くなかった。ただし彼はヨーロッパに留学しており語学に堪能であったため、英語やドイツ語で書かれた指紋の研究書を読むことができた。指紋についての彼の知識は、それらから得たものである。こうしたR・Nの存在は、専門家でもないが、純然たる一般大衆ともいえない高等遊民的な存在という点で、その両者の中間に属している。ここからは、指紋が人々に認知されていく際の過渡期的状況をうかがうことができるだろう。

一方、1920年代に入ると、〈指紋小説〉の数は飛躍的に増加していく。例えば松本泰「三つの指紋」(1922年)では、犯人は自らの指紋を残すことが致命的な行為だとは全く考えていない。犯人が犯行現場に無警戒に残していった指紋をもとに、警察側はやすやすと犯人を特定し、捕えてしまう。ここではいまだ、指紋法の有効性が大きな驚きと共に描かれているのだといえよう。しかし、江戸川乱歩「双生児」(1924年)、甲賀三郎「琥珀のパイプ」(1924年)、角田喜久雄「あかはぎの拇指紋」(1926年)などでは、もはや指紋法は当たり前のように犯罪捜査の一環として描かれるようになっていく。もちろんここには、1923年の乱歩デビュー以降、雑誌『新青年』を中心として、探偵小説ジャンルが次第に確立されていくという背景があるわけだが、それは決して探偵小説ジャンルにのみ見られることではない。久米正雄「冷火」(1924年)では、「あの数日前に、小酒井と云う医学博士だそうだが、矢張り探偵術に興味を持っている人の、指紋に就て書いた文章を、或る雑誌で読んでいたんでね」と登場人物の一人が、ある事件を調べる際に指紋法を用いようとしている¹³。あるいは、現場に残された指紋によって捕えられた犯人の告白が主題となる、谷崎潤一郎「或る罪の動機」(1922年)もまた、こうした状況を示す〈指紋小説〉ということができるだろう。

以上を眺めた際にうかがえる傾向とは、何より指紋法

という「科学」を扱う人物がもはや警察のような専門家に限られなくなるという点だ。しかも、佐藤「指紋」のR・Nのように、何らかの研究書から知識を得るという過程すら描かれることはない。その代表的な例が、小酒井不木「指紋研究家」(1926年)だろう。この作品では、妻である冬子を何者かに殺害され、一人悲しみにくれている小山氏のもとに、見知らぬ男が訪ねてくる。小山氏の誰何に「指紋の研究家とでも申しましょうか」とはぐらかすその男は、なぜか冬子殺害の凶器を所持しており、そこに残された指紋の持ち主を確かめるために小山氏を訪ねたのだという。男は、夫人の持ち物そして小山氏から指紋を採取し、遺留品の指紋の持ち主かどうかを手際よく確認し、それが意外な真相を導くのだが、興味深いのはこの指紋の採取および鑑定のプロセスが当然のように描かれ、特段の新奇性もないものとして表象されている点である。

角田「あかはぎの拇指紋」でもそうした事情は変わらない。そこには「警察の眼を瞞着する為に故意に指紋を残す」人物が登場するが、その指紋は彼が他の人間からこっそりと採取しておいたものである。他人の「指から指紋の型をとる位朝飯前」とうそぶくこの人物だが、そこに指紋法という「科学」への興奮は微塵も感じられない。これら2作品において、指紋を易々と取り扱う人物はいずれも泥棒の類だったということが最終的にわかるのだが、こうした表象が示唆するのは、この時期において指紋法はすでに警察の専売特許ではなくなってきているという事実だろう。

このように、指紋を題材とした小説を追ってみたいときに見えてくるのは、専門家のみが最先端の「科学」として指紋法を使いこなす形から、専門書をもとに研究した人物がその技術を用いていく形、そしてさらには一般大衆が当然のようにその技術を前提として思考していく形へ、という流れである。〈指紋小説〉の変遷には、社会および一般大衆への指紋の普及と認知の過程が明白に刻印されているように思われるのだが、しかしこうした流れは当時の実状に即したもののなのだろうか。あるいは、専門家ではない一般大衆が、こうした指紋あるいは指紋法に関する知識を身につける機会は実際に存在したのだろうか。

4. 「啓蒙」から「常識」へ

では、指紋認知の流れを別の角度から追ってみよう。本節で見たいのは、指紋法の公的な導入に合わせるように刊行されていくその解説書や実務関連の本についてである¹⁴。1930年代に至るまでそうした本はかなりの数に上るのだが、その嚆矢は大場茂馬『個人識別法』

(1908年)となる。バルティオン式の人体測定法や写真を用いた個人識別法にも触れられているこの著作で、大場が説く指紋法の意義とはおよそ次のようにまとめられる。曰く、交通が発達した現在においては、個人を確実にその個人として証明することが何より重要となるが、有効な方法がないために累犯者などがはびこり、また文書偽造などの詐欺事件も多発している。戸籍は「形式的個人識別法」であって偽ることが容易だが、身体を用いた「実体的個人識別法」にはそのような抜け穴が少なく、なかでも指紋によるそれは非常に有効な方法である。そして、バルティオン式の人体測定法と指紋法を組み合わせれば、より完全な個人識別技術として運用が可能だろう——。以上のような主張を語るこの本は、1910年に増補再版、1912年には増補三版が出ているが、増補再版の際には指紋法の部分に非常に大幅な加筆がされており、この点に大きな反響があったであろうことがうかがえる。指紋法の整備過程を鑑みるならば、警察もしくは司法省関係者からの強い要望があったのかもしれない。

大場の著作以降、指紋の解説書は大量に書かれていくが、その当初は主に警察内部でのみ流通していたであろうものが多い。警察内部でのみ流通していた、というのは以下の書物のいずれにも「非売品」という言葉が見られるためだ。例えば、村尾静明『指紋法要義』(1912年)を取り上げてみよう。当時、大阪府警の警部だった村尾だが、大阪府警への指紋法の導入に際し、教科書としてこの本をまとめたと述べている。村尾は実際に大阪府巡査部長練習所で教鞭を取っており、そのときの教案がもとなっていたようだ。おそらくは村尾のものと同じような使われ方をしていたものとして、神田實夫『指紋法概念』(1913年)や根本顕太郎『指紋法解説』(1914年)、長野県警察部保安課編『指紋法』(1918年)、湯原一郎・渡部友四郎『指紋法』(1918年)といった、やはり非売品の解説書が複数、確認できる¹⁵。

また非売品に限らなければ、こうした解説書の数はさらに増加する。以降、目に入る解説書を一部挙げてみるならば、「指紋法概念」という章を持つ栗本嘉四郎編『警眼法令集』(1914年)、「指紋」という章を持つ山田一隆『犯罪科学ノ研究』(1915年)、恒岡恒『指紋法』(1920年)、司法省指紋部『日本指紋法』(1923年)、野村薫『指紋法』(1925年)など。これらの解説書の先に、指紋法の運用その他を部署や地域を問わず統一的に記述した、仁科正次『統一日本指紋法』(1932年)がある。まずここで特筆すべきは、以上の書物のうち、司法省指紋部のそれ以外の全てが警察と関連深いものであるという点だ。このように1910年代以降、指紋に関する解説を含む実務的な書物が、警察関係者を中心に矢継ぎ早に出版されるわけ

だが、ここにはどのような背景があるのだろうか。

永井良和は、日本で1910年代から30年代前半にかけて、犯罪捜査の近代化(=科学的捜査の導入)、さらにはその通俗化、大衆化が生じていったと論じている¹⁶。永井によると、山田一隆『犯罪科学ノ研究』(1915年)、南波空三郎『最新犯罪捜査法』(1919年、続編が1922年に出版)や江口治『探偵学』(1915年)、『探偵学大系』(1929年)、あるいは武俠社の『近代犯罪科学全集』(1929-30年)などがそうした流れに一役買ったとのことだが、今挙げた書物全てに指紋について解説された部分があることから考えても、指紋に関して同じような動きがあったことは間違いない。また、この他にもおそらくは一般大衆向けのものとして、三上於菟吉『子供の聞きたがる新知識の庫』(1921年)や医学博士の芥川信による『指紋の話』(1931年)などがある。前者は明らかに警察官などの専門家ではなく子供を持つ一般人向けに書かれており、それは後者も同様である。芥川の本は「クロモ・シリーズ」の一冊として出版されているが、同書には「三省堂の常識講座、クロモ・シリーズは現代人のハンドブックとして、桂冠的存在だ!!」と大きく書かれている。指紋に関する知識とは、1930年前後、すでに「常識」に属するもの、少なくとも「常識」として期待されるものだったわけだ。1910年代に出版された多くのものが関係者向け、内部向けに書かれていたのとは異なり、これらの読者層が一般大衆だったことがわかるだろう。また江口自身、『探偵学大系』は八版を数えたと述懐しており¹⁷、これらは実際、一般に広く受け入れられてもいた。このように、解説書から指紋法が一般にも認知されていく様子がうかがえるのだが、それは新聞からも見て取れる。例えば、前述の『探偵学大系』は『読売新聞』(1929年2月21日)に大きく取り上げられ、「一般人も科学的知識を必要とするとき」、「近代人として是非一読すべきもの」などと紹介されている。

主に1910年代における専門家、関係者向けの解説書および実務書の刊行から、1920年代における一般大衆を対象とした書物の刊行へ——こうした動きは、前節で確認した小説における指紋表象の変遷と軌を一にしている。以上の事実からは、指紋に関する知識、それはつまり、指紋が個人識別を可能にするものであるという認識が、探偵小説と科学的犯罪捜査の解説書といったものの相互作用のなかで広まっていったことがわかる。実際、指紋に代表されるような科学的捜査法の啓蒙と認知は、探偵小説というフィクション、そして実務書などのノンフィクションの区分は問わず、行われていた。探偵小説作家らは実務書や解説書を通して科学的捜査法に関する知識を得、それを探偵小説の実作に生かしていく一方、自らもそれらに精通したものとして、新聞や雑誌に科学的捜

査法に関する雑文や啓蒙的な文章を記していく。また警察関係者らも実務書等を記す一方、探偵小説もまた科学的捜査法の有用性を知らしめるものという認識を持ち、それらを参考にしていく。「此等の探偵小説は、常に現実世界の出来事を取り入れ脚色しあるものなれば、空中楼阁を書くが如き夢物語として一笑に付することを許さず。捜査事務に従事する実際家は、此等の探偵小説中より犯罪捜査の実際に役立つべき有力なる資料を得ることあるを承認せざるをえず」¹⁸という、ある実務書に記された言葉は、その相互作用を端的に指し示している。

こうした相互作用の、指紋における最たる例が、乱歩の「双生児」だろう。「双生児」では、通常の指紋ではなく、指紋隆線の溝に入り込んだインクによって残された「ネガチブ」の指紋が問題となるのだが、乱歩は南波の『最新犯罪捜査法』で紹介されていた実際の事件から、この着想を得たと述懐している¹⁹。この実際の事件については、早くは寺田寅彦『科学と犯罪』（1918年）や小酒井不木「指紋の謎」²⁰などでも紹介されており、一定の注目が集まっていた²¹。いわば南波による紹介がないと生まれなかったこの作品が、指紋の認知をめぐる当時の状況——指紋に関する解説書とフィクションにおける指紋表象の相互作用——を切り取ったものであることは明らかである。

こうした相互作用のなか、〈指紋小説〉において表象されていたように、人々は科学的捜査に関する知識を当然のように使いこなしていくようになるだろう。それは大衆が探偵と化していく過程に他ならない。日本では1905年の日比谷焼打事件を機に、およそ1920年前後を中心として、「警察の民衆化」および「民衆の警察化」という動きが進行していく——大日方純夫はそのように論じている²²。都市の近代化に伴い、自らの周囲は見知らぬ場と、そこにいる多くは見知らぬ人物と化す。そこで醸成された不安を解消するという志向も含め、人々は互いに互いを監視する視線を内面化していこう。指紋による個人識別すら一般的な「常識」とされるのが、まさにその一環でなくてなんだろうか。

おそらく1920年代に生じていた探偵小説と現実の不分明さとは、こうした文脈で考えられる必要がある。成田大典は乱歩が『朝日新聞』に連載した「一寸法師」について、「『一寸法師』は虚構の小説作品である。しかしそれは、新聞における様々な現実の出来事と直接あるいは間接に関わり、共犯関係を結ぶことである種のリアリティを生み出す」と論じている。1930年前後に現実に起こったバラバラ殺人事件の犯人は乱歩であると名指しする投書や、ある少年が自らを名探偵と思い込んで警視庁へと出向き捜査を指揮しようとするといった、探偵小説を地で行くような事件と探偵小説との、すなわち現実と

フィクションの境界が曖昧になるような関係が、「一寸法師」の人気でもあるというのだ²³。「警察化」していく大衆は、あたかも探偵小説における登場人物のように、現実において振舞っていく。

5. 「現場指紋」というフィクション

ただし、ここで改めて確認しておきたいのは、以上のような指紋表象が持つある種の虚構性である。この時期の探偵小説を中心とした〈指紋小説〉において、繰り返し描かれていた指紋表象とは、現場に残されていた指紋から犯人や容疑者の身元が特定されるという、いわゆる「現場指紋」に関するものだった。一方で、科学的犯罪捜査に関する解説書や実務書では、指紋は「万人不同」「終生不変」という二大特徴により個人の識別を容易に可能ならしめるという点が盛んに強調されていた。こうした点が相互に参照され、作用していくことで、これらの書物においては「現場指紋」の有用性が強調され、喧伝されていたといえる。しかし、端的にそれらはほとんど虚構といってよい。どういうことか。

現場に何らかの指紋痕跡が残されるということはもちろんあり得ることなのだが、しかしそこで十指全ての跡が残っている可能性は限りなく低い。そのほとんどの場合、良くて数個、多くは一つの指紋痕跡が残されるのみだろう。そこから身元を特定するには、「一指指紋法」と呼ばれる技術が必要となる。この研究に最初に着手したのは、1912年に公開実験を成功させたフェデリコ・オルリスとされている。また、デンマークのH・ヨルゲンゼンも1914年に「一指指紋法」に関する論文を発表している。しかし、こうした「一指指紋法」が実際に使用に耐えうるものとして技術的に確立されていくのは、1920年代後半だった。特に、より実用的な「一指指紋法」は1930年にハリー・バトリーによって確立された、いわゆる「バトリー式」を待たなくてはならない。日本では、1920年より新潟警察に「一指指紋法」が導入されていたとされるが、それがどこまで効果を上げていたかについてはよくわかっていない。むしろ、当時の一般的な技術水準を考えるならば、冤罪や予断に基づく捜査が横行していたのではないかとも思われるのだが、ひとまず、日本では「一指指紋法」はまだ未開拓の技術だった。

さらに言えば、例え犯行現場に残された一つの指紋も、その全体が明確に残っていることは稀となる。そのような指紋痕跡から特定の人物へと辿り着くためには、高度な分類方法や識別技術が必要だった。例えば、「三億円事件」や「よど号ハイジャック事件」などの大事件で警察の指紋鑑識課の一員として捜査に携わり、「指紋の神様」の異名を持つ塚本宇兵は次のように述べる。

一個の指紋には平均一〇〇点ほどの特徴点があり、枝分かれや隆線の途切れなどを対照していけば、登録指紋と現場指紋とを見比べるなどたやすいように思われるでしょうが、人間がモノに触れることで印象される指紋は、環境や条件によってその状態は千差万別です。

固い材料でつくられている印鑑であっても、印象の瞬間に手元が狂えばズレることがあります。指紋の場合は、柔らかい皮膚の紋様ですから、わずかなズレでもなびいたり、隆線が潰れてしまうのです²⁴。

その結果として、経験と知識を積んだ専門家でない、なかなか指紋による個人識別は行えないのだ。日本で用いられていた「十指指紋法」は「ハンブルグ式」であったため、「現場指紋」から犯人へと辿り着くことは全くの不可能というわけではなかったようだが、当時、限りなくそのハードルは高かった。

もちろん橋本一径が指摘するように、人々が昔から「現場指紋」の有用性を経験則的に知っていたということはおそらくはありうることであるし、サイモン・コールが見つけたアメリカの事件を筆頭に、実際に「現場指紋」が決め手となって犯人が特定された事例はいくつか確認できるだろう²⁵。日本においても、早い段階で寺田寅彦がそのいくつかを紹介している²⁶。だが、それらはあくまで数少ない例外とってしまってもよいのではないか。例えば、日本への「一指指紋法」の全面的導入を機に編まれた『警察指紋制度のあゆみ』には、1908年の指紋法導入から1950年頃までの指紋によって解決を見た主要な事件記録が159件収められているが、そのうち1910年代のものは1件、1920年代のものは4件、1930年代のものは5件となっている。「現場指紋」が犯人特定の手となった事件の希少さがわかるだろう。

そもそも、「現場指紋」によって犯人が特定された事件として常に言及されるのが、1929年に犯人が捕まったいわゆる「説教強盗」事件だが、それとて「現場指紋」の有用性を証明した事件というよりは、その不可能性を露わにした例と見るべきである。盗みに入った家の住人を縛り上げるなどした後に、金品を持ち去るのみならず、厚顔にも彼らの用心さや用心するべき点、いわば防犯の心得について「説教」をした後、悠々と立ち去るといふこの事件は、その特異さも合わせ、世間の大きな注目を集め、犯人を逮捕できない警察への非難は日に日に増していた。そのため、犯人が捕えられたというニュースはほとんどの新聞で一面を飾り、何よりも犯人逮捕において「現場指紋」が決定的な役割を果たしたことに触れられている。また、以降の指紋に関する書物の多くでも、「現場指紋」が事件解決の決め手になったと

して、この事件は言及されている²⁷。

だが、その捜査過程はいかなるものだったか。実際に「説教強盗」の身元を特定した鑑識官、本田小三郎によると、現場に残された不鮮明な指紋痕跡をもとに、まずは警視庁に保管されていた指紋原紙40万枚との、さらにその後、司法省保管の指紋原紙50万枚との比較対象を行った結果、ようやく犯人の身元が特定され、逮捕に至ったという²⁸。つまり、その逮捕とは「現場指紋」の力によってというよりも、警察指紋課による人海戦術が結果的に功を奏したということに過ぎない。世間を大いに騒がせ、警察の威信がかかっていた「説教強盗」のような事件であれば、そうした人海戦術を取ることもできただろうが、日々生じる事件すべてにそのような対応を取ることが到底、不可能であることは自明だろう。戦後、「一指指紋法」の整備に奮闘した岡田鎮も、「十指指紋法」の場合、指紋対称の作業は、「係員の異常な根気と熱意による保管資料への総当たり式な対照の努力が根幹をなしていた」²⁹と述べ、その不可能さを指摘している。

当時における指紋表象が繰り返し「現場指紋」の有用性を描いていたのは、現実にもそうであるからというよりも、その可能性を喧伝するため、言い換えれば、実際の「現場指紋」の非効率性から目を背ける、もしくは逸らさせるためだったのではないか——そのような疑いが頭をもたげてくる。橋本一径は、犯罪捜査における指紋の利用がそもそも「フィクション」であると言う³⁰。「現場指紋」による犯人特定を完全に可能とするためには、国家などの構成員全ての指紋があらかじめ採取され、データベース化されていなければならないからだ。こうした点を作品化しているのが、古泉新「運ばれた拇指紋」(『新青年』第12巻第7号、1931年)である。

主人公となるのは、新聞印刷所で働く幸田誠三の妻、龍子である。ある日、誠三は輪転機に挟まれて死亡してしまう。その弔問に訪れた夫の上司、寺本が気づかずに指紋を残していくのだが、龍子はその指紋に見覚えがあった。夫が死んだ時間に輪転機で印刷されていたと思われる新聞に、同じ指紋が印刷されていたのだ。すなわち、寺本は誠三が死亡したときにその場にいたことになり、容疑者として捕えられる。数日後、龍子のもとに配達された新聞には寺本のものではない、誰のものか不明の指紋が印刷されていた。

他愛のない作品といえればそれまでではある。残された指紋によって寺本が逮捕されるという点だけ見れば、「現場指紋」の有用性を描いた〈指紋小説〉とも言えるだろう。だが、ここで指紋が寺本のものだと判明したのは、彼が無意識のうちにはあるものの、指紋をすでに採取されていたからだ。一方で、結末で新聞に刷られていた指紋の持ち主は不明のままである。指紋がすでに採

取(登録)されている人物の身元は指紋から判明するが、そうでない指紋はその身元が特定できない。この作品が結果的に描いているのは、指紋による個人識別の有用性というよりも、むしろその限界なのであり、「現場指紋」による個人識別と指紋登録との間にある隔たりである。

「確実に機能するためには、すべての者の指紋をあらかじめ採取しておくことを必要とする科学捜査とはつまり、壮大なフィクションであると言えるか」³¹。「現場指紋」の非有用性も含め、この時期の〈指紋小説〉を含めた指紋言説は、こうした虚構性を抹消するような形で機能していたと言えるかもしれない。物語内容的な点で、〈指紋小説〉における「現場指紋」は犯罪者たちが偶然に残した痕跡である。そのような偶然性、非蓋然性はしかし決して見逃されず、指紋による個人識別技術という科学の名のもとに無謬の手続きによって正確に把握されていく。より厳密には、フィクションとしての言説においてそのように表象されていく。もちろんそれは単なるフィクションではあるのだが、実務書・解説書との相互作用のなかで、それら手続きはあたかも無謬かつ真実であるかのように機能していこう。その構図のなかで抹消されていくのは、フィクションとしての言説に隠された、「現場指紋」あるいは指紋捜査のフィクション性である。当時の人々はそのような形で指紋表象を内面化していくことになり、おそらくはそれが、橋本が言う「壮大なフィクション」の現実化——「満州国」および戦後日本における「国民指紋登録」——を準備していくこととなる。

6. 結び

本稿では、1930年頃までの日本における〈指紋小説〉の展開を追いつつ、実際の指紋の運用状況との関連について記述した。そこから見えてくるものとは、単に指紋法が導入され、実際に解説が世に出るに伴い、フィクションの領域でもそれについての表象が流通していくという単純な影響関係ではなく、むしろ解説などの実務的な言説とフィクションとが相互に作用し合いながら、社会および一般大衆に指紋の有用性を広めていくという言説と実践の絡み合いだった。そして同時に、そこには「現場指紋」というフィクション性を、〈指紋小説〉というフィクションによって囲い込むという構図も存在していた。前節最後に触れたように、こうした動きはやがて「壮大なフィクション」の実現、あるいはそれへの欲望の発露へとつながっていくが、この点については次稿で論じる予定である。

注釈

- 1 江戸川乱歩『江戸川乱歩全集第27巻 続・幻影城』（光文社文庫、2004年）
- 2 初出時は、快樂亭ブラックによる口演を石原明倫が速記したものと記されているが、同年12月に三友舎から「幻燈」と改題の上、単行本化された際には、今村次郎による速記とされている。
- 3 *Life on the Mississippi*については、『マーク・トウェインコレクション2A ミシシッピの生活〈上〉』（吉田映子訳、彩流社、1994年）、『マーク・トウェインコレクション2B ミシシッピの生活〈下〉』（吉田映子訳、彩流社、1995年）を参照。
- 4 なお「新聞記者の冒険」には“The Clue of the Finger-Prints”という指紋を扱った短編が収められているため触れられているのだが、この邦訳は、押川曠編『シャーロック・ホームズのライヴァルたち②』（乾信一郎訳、ハヤカワミステリ文庫、1983年）に所収されている。
- 5 「幻燈」の引用には初出版を用いたが、適宜、伊藤秀雄編『明治探偵冒険小説集2 快樂亭ブラック集』（ちくま文庫、2005年）所収のものも参照している。
- 6 なおこの作品には、当時、*Nature*誌上で交わされた論争との遠い響き合いがあるように思われるのだが、それについては別稿を期したい。
- 7 「第一篇まえがき」より。本稿では、末國善己編『探偵奇譚 呉田博士【完全版】』（作品社、2008年）所収のものを使用した。
- 8 横溝正史「途切れ途切れの記」、『探偵小説五十年』（講談社、2003年）
- 9 横溝正史「続・書かでもの記・11」、『横溝正史自伝的随筆集』（角川書店、2002年）
- 10 永嶺重敏『怪盗ジゴマと活動写真の時代』（新潮新書、2012年）などを参照。
- 11 警察庁刑事局鑑識課『警察指紋制度のあゆみ』（警察庁刑事局鑑識課、1961年）
- 12 ちなみにこの時期に発表された室生犀星による詩、「おはる殺し」（『創造』1915年1月号）にも「指は指紋法再犯」という一節が記されている。
- 13 「奇怪の指紋」本文の引用には『冒険世界』初出のものを用いたが、適宜、『探偵奇譚 呉田博士【完全版】』（前掲）も参照している。
- 14 ここにも、後述するようなフィクションと実務的な言説との相互作用が見て取れる。
- 15 なお、本節前半については、拙稿「指紋、と血、——甲賀三郎「亡霊の指紋」を端緒に」（『層 映像と表現』第2号、2008年）と内容が一部重複している。
- 16 もっとも根本の著作に関しては、根本が司法省監獄

局に勤めていたことを踏まえると、警察ではなく司法省内部向けだったと推測される。

16 永井良和『尾行者たちの街角 探偵の社会史①』（世織書房、2000年）

17 江口治「指紋と鑑識の揺籃期」、『警察指紋制度のあゆみ』（前掲書）

18 樫田忠美『犯罪捜査論』（警眼社、1931年）

19 「探偵小説十年」（『悪人志願 江戸川乱歩全集第24巻』光文社文庫、2005年、初出は1932年）

20 『科学画報』第10巻第2号、1928年

21 ちなみに事件発生が「双生児」作中では大正2年、そして光文社文庫版乱歩全集の注釈では大正5年とされているが、正しくは南波『最新犯罪捜査法』にも記されているように、1917年（大正6年）2月である。

22 大日方純夫『警察の社会史』（岩波新書、1993年）

23 成田大典「「一寸法師」のスキヤンダル——乱歩と新聞小説」、押野武志・諸岡卓真編著『日本探偵小説を読む 偏光と挑発のミステリ史』（北海道大学出版会、2013年）

24 塚本宇兵『「指紋の神様」の事件簿』（新潮文庫、2006年）

25 橋本『指紋論』（青土社、2010年）、Simon A. Cole, *Suspect Identities : A History of Fingerprinting and Criminal Identification*, Cambridge, Harvard University Press, 2001, pp. 120-121.

26 寺田寅彦『科学と犯罪』（文明書院、1918年）

27 古畑種基『血液型と親子鑑定 指紋学 犯罪科学全集第十二篇』（武俠社、1929年）や芥川信『指紋の話』（三省堂、1931年）など。また江口『探偵学体系』の新聞広告でも触れられている。

28 本田小三郎「説教強盗逮捕の思い出」、『警察指紋制度のあゆみ』（前掲書）

29 岡田鎮『指紋』令文社、1958年

30 橋本一径「「先駆者」ホームズ、そして科学捜査というフィクション」『ユリイカ 総特集シャーロック・ホームズ』第46巻第9号、2014年

31 橋本前掲論

The Development of "Fingerprint Novels" in Japan (1)

Kisho INOUE*

Abstract : In this paper, I explore the development of "fingerprint novels" in Japan and consider the correspondence between the development and the discourse of practical books and commentaries on fingerprints in Japan. Through this study, I argue that the recognition of fingerprints has developed in such a way that it hides the fictionality of fingerprints.

Key Words : fingerprint, representation of fingerprints, detective story, inter-war period in Japan

* Center for Education in Liberal Arts and Sciences